

議員提出議案第4号

湯河原町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月16日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	原 田 洋
	同	室 伏 友 三
	同	村 瀬 公 大
	同	長 谷 川 俊 子
	同	室 伏 重 孝
	同	内 藤 陽 子

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、会議規則に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会会議規則の一部を改正する規則

湯河原町議会会議規則（昭和 40 年湯河原町議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 69 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 3 項」を「第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 116 条を第 117 条とする。

第 16 章を第 17 章とする。

第 115 条第 1 項中「第 100 条第 12 項」を「第 100 条第 13 項」に改め、第 15 章中同条を第 116 条とする。

第 15 章を第 16 章とし、第 14 章の次に次の 1 章を加える。

第 15 章 全員協議会

（全員協議会）

第 115 条 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。